

高橋委員からの意見（6/10 提出分）

[A-2]

内閣府民間資金等活用事業推進室 御中

民間資金等活用事業推進委員会 委員

高橋良和

「PFI事業実施プロセスに関するWG」に関する質問並びに意見表明の件

民間資金等活用事業推進室から、第3回「PFI事業実施プロセスに関するWG」（平成20年6月3日）において提示された資料についての意見は1週間以内即ち6月10日までに提出するようとの連絡を頂きましたので、下記区分に従って順次質問並びに意見をインターネットを通じて送ることに致し度く、ご関係の方々には、ご多忙の処恐縮ではございますが、推進室の意向も勘案して御回答或いは御教示を頂きたく宜しくお願い申し上げます。

なお、勿論のこと、推進室が6月3日に提示した大部の資料について、1週間以内に意見を表明せよと締め切るのは（更に、第3回WGでの事務局の発言からは、意見を出さないのは事務局提案の書面を認めたことになるとのニュアンスが感じられることには）納得のいかない点があり、仮にそうであれば甚だ乱暴な要請と言わざるを得ないと思っておりますので、私の質問に対する回答等を得てから、あるいは資料や録音テープ等を入手できてから、順次追加の質問や意見を表明する場合もあり、回答等を得てから可能な限り1週間以内に送るべく努力することをご容赦願いたいと存じます。また、PFI推進の為の諸テーマについての検討は、今後1ヶ月程で終了するのではなく、引続き議論を重ね、関係者の参考意見を聴取し、或いはパブリック・オピニオンを募ってから都度公表していくのが、従前の進め方と存じますので、WGと諸資料については、関連すると考えられる事項であれば気の付く限り採り上げて参りたいと思っております。

質問並びに意見を表明するに当たり、整理しやすいように下記区分に従って整理番号を附しますのでお含み置き下さい。

[区分A] 「事業実施プロセスに関するWG」における作業の進め方全般と、資料作成に関する質問並びに意見

（小職より提出した平成20年6月6日付メール「PFI推進委員会・総合部会・ワーキンググループの議事録（案）確認の為のテープの件」を[A-1]、その録音テープについてのお願いを[A-1-1]とし、本書面を[A-2]として、以下順次番号を附します。）

- [区分B] 事務局が「民間資金等活用事業推進委員会」宛てに提案を予定している
と見られる「資料1」「資料2-1」「資料2-2」「資料3」「資料4」
(今後追加・修正されるものを含む)に関する質問並びに意見
- [区分C] 事務局より提示された「参考資料1乃至9」に関する質問並びに意見
- [区分D] その他「事業実施プロセスに関するWG」に関する事項

次に、[区分A]の質問並びに意見として順序不同ですが取急ぎの事項として下記を採り上げます。

[A-2-1] <WGの役割と在り方>当委員会発足当初、ガイドラインを作成するに当たってテーマ毎にWGを組成し、参加した委員・専門委員が中心となって議論を重ねてドラフトを書き上げて行ったのですが(最盛期には毎週WGの会合を持った上、インターネットでのやりとりも頻繁にあった)、今般の「事業実施プロセスに関するWG」の運営実態は前例とは大きく異なっており、本年2月5日の第23回総合部会から、6月26日に予定されている次回の総合部会までの約4ヶ月半の間にWG会合は3回しか開催されず、しかもWGの作業方法や範囲を詰めるべき初回のWG会合(2月25日)は直前に突然キャンセルされて(小職がキャンセルを確認できたのは当日の午前中)1ヶ月も延期され、終にはWGとしての作業方針について話合われること無く6月26日を迎えようとしています。更には、これまで小職のみならず他のメンバーからも、十分な検討の機会を得る為に事前にドラフトを提示するように事務局に要請したにも拘わらず、WG会合の直前にいきなり完成形(勿論「内容」が完成しているのではなく、そのまま公表できる「形」をとっているの意)の大量の資料を提示し、事務局の発言には、参加者が意見書を出さずにWG会合の席で批判的意見を言うのは不当だと言わんばかりのニュアンスが感じられることから、次の疑問について事務局の答えをお願いします。

- ① 当委員会発足当初に組成されたWGの活動に鑑みて、小職は、委員会或いは部会での議論の材料をドラフトする作業の為に組成されるのがWGの役割と認識しているのに対し、現在の事務局は、「(どこで誰がどのように作成したものか詳らかにされていない)資料について、詰めた議論を経ずに(ごく限られた時間内での限定的で断片的な質疑等はありませんが)追認する機関」と考えているように受取れますが、現事務局は「WGの役割と在り方」は如何なるものとされるか?
- ② 官僚の方々をよく前例を踏襲されると言われますが、こと本WGについては前項で触れたように、当委員会発足当初のWGとは全く異なる性格になっていることについて、これまで委員会或いは総合部会で何の説明や根拠等の提示等もなくWGの在り方を変

更された目的と理由を聞かせて頂きたい。

[A-2-2] <資料1乃至4を執筆されたとされる「専門家」>事務局より提示された資料については、第2回及び第3回のWG会合において山内座長は、専門家が執筆している旨を繰返し発言されていますが、これら資料の条項毎の、或いは各部分毎に、執筆者名と、その専門分野或いはPFIに関して有する経験や専門性を付記したものを頂きたい。小職がこれまで数年に亘り各省庁に提出されたPFI推進を目的に編纂された報告を分析した経験から言えば、それらの「作品の質」には大きな幅があり、残念ながら中には合格点には届いていない水準と言わざるを得ないものもありましたし、また専門分野や立場の違いで表現や論点が異なっていたので、今般資料について意見表明を検討するに当たり、執筆者についての情報は欠かせないと考えていますので、是非とも詳らかにして頂きたい。

[A-2-3] <「税金を投入しているから成果を出さなくてはならない」旨の発言について>WGの席上山内委員から「税金を投入しているから（期限までに）WGとしての成果（資料1乃至4の意味か？）を出さなくてはならない」との趣旨の発言があったと認識していますが、この税金と成果の件に関し事務局が把握している情報として、具体的に何に対して幾らの税金が何時どのように投じられたのかを示して頂きたい。

[A-2-4] <「サービス購入型」・「ジョイントベンチャー型」・「独立採算型」について>これまで小職はこの3類型は、本邦においてはPFI事業における収入の在り方の違いに着目して分類する際に使われている表現なので、議論を進める上で誤解を招き易いことから、繰返し変更することを申上げてきましたが、事務局は依然これらの表現を使っています（「所謂」との冠を着けることがあるようですが）。誤解を防ぎ、より正確な議論を進める為に、これらの表現について事務局として明確な「定義」を示して頂きたい。但し「サービス購入型」については、「PFI事業の収入を全額管理者等から得る類型」を意味することでコンセンサスを得られていると考えられるので、「ジョイントベンチャー型」と「独立採算型」の定義の明示だけで結構です。

[A-2-5] <マッピングについて>PFIを推進するに当たり検討に必要な重要なテーマは多岐に亘り、また広範囲（行政手法、事業構造、官民間の関係 etc.）に及ぶことに加え、本邦では過去に経験の乏しい事項も多い為、PFI全体について短期間内に完璧なガイドラインや標準契約モデル等の検討を終えて提言することは不可能であろうと思います。一方では、管理者等と民間事業者は、特に地方公共団体の実務担当者は、すぐに役に立つ情報を求めているという状況があります。したがって、民間資金等活用推進委員会としては、様々なPFIの事業の類型とパターンを分析して、その中で領域を明示しながらテーマを絞りながら検討を進め、その結果を順次提言していく手法が、誤解や間違いを避

けつつ（誤った内容では元も子も無く、PFI推進の障害にすらなる可能性があることは言うまでも無い）、意味のある提言を可能にするのに適していると考えられます。そこで、これまでの事例や経験に徴し、PFI事業を分類する為の主要な要素（細かな要素は作業効率と判り易さを勘案して取り敢えず捨象）を抽出してPFIの事業領域を特定できるようにするのが適切と思われる。これは、単に標準契約モデルの検討だけではなく、業務要求水準書やモニタリング等他のテーマの検討についても考慮すべきと考えられます。小職としては、現時点での提案として以下の5要素の組合せによる分類を提案致しますが、勿論修正並びに他の要素の追加などの考えがあれば大歓迎致します。固より5要素だけでは拾いきれない事業例はあろうと思いますが、それらの個別の事例は例外的に特定の要素を別に検討することで対応することを考えています。

I：[施設の所有権移転時期と所有権の形態] BTO・BOT・BOO

II：[事業構造] II-A＝施設整備（新設）＋施設維持管理（所謂「ハコモノ」）
II-B＝施設整備（新設）＋施設維持管理＋業務運営（コア及び周辺業務）
II-C＝施設整備（新設）＋施設維持管理＋業務運営（周辺業務）
II-D＝既存施設整備（改造・修繕）＋施設維持管理＋業務運営（コア及び周辺業務）

II-E＝既存施設整備（改造・修繕）＋施設維持管理＋業務運営（周辺業務）

III：[事業規模]（事業規模により事業のプロセス・入札手続・精細または簡略な事業契約の内容の違い、等にバリエーションがあるべしと考えられる。具体的な金額区分は、管理者等の財政力等を勘案することが必要。）

III-A＝大規模事業

III-B＝中規模事業

III-C＝小規模事業

IV：[事業分野] 既存および検討中のPFI事業の事業分野別に、件数での上位10分野程度とその

他に分類する。

V：[事業収入] PFI事業における収入の性格による分類

V-A＝サービス購入型

V-B＝混合型

V-C＝受益者負担型（事業収入＝公共・公益事業の利用料金収入）

[A-2-6] <PFI事業のパターン・類型による違いについて>第3回WGにおいて事務局より、「PFIには様々な事業のパターン・類型があり、それによる（契約上或いはプロセスにおける）違いがあるとの指摘があるが、事務局で既に検討していて（WGとは全く別に検討の意か？）、BTOとBOTにおける違いを除けば違いは無い（したがってマ

ッピングなどの作業の必要性は無いとのニュアンス)」との趣旨の発言があったと認識していますが、事務局のご見解として、プロセスWGでの検討は、「BTO型とBOT型」の違い以外には違いは無いものとして進めて良いとされているのかのご確認を頂きたい。

[A-2-7] <病院PFI事業契約の提示>今回プロセスWGで検討している標準契約モデルは、以前に提示された施設整備型PFI事業を対象とした契約モデルに対して、業務運営を重点的に念頭をおいたモデルになろうかとみていますが、その最初のものとしていきなり具体的な「病院事業を想定したPFI事業契約」(資料2-2)なるものを打ち出していることには、さまざまな理由から強い懸念を抱かざる得ません。先ず典型的なPFI事業類型(例えば、BTO/II-B/III-B/(一般的な公共事業のパターンか、できるだけ単純で判りやすい事業分野)/V-A)について基本パターンとして検討し、個別具体的な事業分野を採り上げるのであればその後か、少なくとも基本形と同時に検討して違いが判るように提言すべきと考えます。実務者の誤解が生ずることは極力予防すべきであり、契約モデルが却ってトラブルの原因となることは委員会として絶対に避けなければならないことは言うまでも無い。従って、「病院事業を想定したPFI事業契約」は今回の検討成果として公表する中に含めず、継続的に検討を加え、必要に応じて実務担当者からの意見聴取等を行った上で、公表するかを議論すべきと考えます。

[A-2-8] <「標準契約モデル」と「業務要求水準書」の検討について>PFIの推進の為にはできるだけ多くのテーマについて、できるだけ早い機会に検討を加えることが望ましいことは言うまでもありません(その為小生としては2003年以来継続して主要テーマの検討を委員会・部会に提案してきたつもりです。)然し乍ら、今般のプロセスWGで提示されている資料の中で、契約に関する事項(「標準契約モデル」或いは契約条例等)とそれ以外の事業推進手続き(「業務要求水準書」やモニタリング等)に関する事項の性格の違いには注意を要します。

第1に、「業務要求水準書」等のガイドラインを検討する場合、ベストプラクティスの提示や、選択肢の検討を主に考えればある程度の効果を期待できますが、事業契約の条文を提示した場合には、それが現実に実際の契約に引用されてからの契約の持つ法的な拘束力や影響を考えなければならないので、自ずと検討の精度と、提示した場合の責任に違いが生ずることを考えなければなりません。

第2に、今回の業務要求水準書の検討については、確かに事業契約を考える上で業務要求水準書の内容が非常に重要になるので、その意味で採り上げざるを得ませんが、視点を変えて、実務担当者が業務要求水準書を作成する場合を中心に想定して、実務に役立つガイドラインというものを念頭に検討するならば、業務要求水準書は単に事業契約の為にのみ作成するのではなく、PFIのプロセスの特に前半の段階における重要なテーマであって、事業契約以外の他の重要なテーマ(基本計画、アフォーダビリティの検討、入札手続等)

と密接に関連してくるテーマであると考えべきです。

上記を勘案すると、今回の検討を経て6月下旬の総合部会において推進委員会に提案することを決議する資料としては、業務要求水準書のガイドラインは検討が不十分と言わざるを得ないので、業務要求水準書について「継続審議」として、今回は飽く迄も標準契約書モデルとの関連性に絞って業務要求水準書について解説する貌をとるべきと考えます。

以上取り急ぎの質問・意見として〔A-2-1〕乃至〔A-2-8〕を送りますが、引き続き追加分を予定していますので宜しくお取り計らいの程お願いします。

以 上

高橋委員からの御意見

前略 6月10日付けで送付致しました小職の質問・意見書について、下記の誤記がありましたので訂正します。

P. 5- [A-2-7] 5行目：「典型的なPFI事業類型（例えば、BTO／-B／-B／（一般的な公共事業のパターンか、できるだけ単純で判りやすい事業分野／V-A）」の「BTO]を「BOT」に修正

早々

民間資金等活用事業推進委員会 委員
高橋良和

高橋委員からの意見（6/17 提出分）

[B-1]

内閣府民間資金等活用事業推進室 御中

民間資金等活用事業推進委員会 委員

高橋良和

資料1、2-1、2-2、3、4に関する質問並びに意見表明の件(1)

小職提出の平成20年6月10日付け[A-2]の前文触れました[区分B]の質問並びに意見表明として本書を提出しますが、具体的例示→解説→論点という順序で論ずる方が判りやすいので、先ず標準契約としての契約例となる資料2-2から採り上げます。固より、事業の種類や形態等の条件により契約内容は異なる可能性があり、従ってその場合例示する条文が異なることになるので、ここでは「BOT/II-B/III-B/(一般的な公共事業のパターンか、できるだけ単純で判りやすい事業分野)/V-A」という事業類型/パターンを念頭に置いて、不適切な表現あるいは不十分な規定と考えられる箇所について指摘することに致します。

(注1)既に小職より提出しました平成20年6月12日付けメールにおいて、[A-2-7]の典型的なPFI事業類型の例として挙げた「BTO/II-B/III-B/(一般的な公共事業のパターンか、できるだけ単純で判りやすい事業分野)/V-A」の「BTO」がタイプミスによる誤記であった為、「BOT」に修正しましたが、このメールが当方のLANネットワークの不調により届いていない可能性があるため、ここで再度修正の確認をさせていただきます。

(注2)上記の典型例は、PFI事業としてほぼ“フルコース”で、“収益事業”と“付帯事業”を含まないケースを想定することになります。これは、これまで“収益事業”および“付帯事業”の要件・範囲・位置付け等について十分な議論が成されていないことを勘案しています。

<<資料2-2について(1)>>

[B-1-1] <「病院を想定したPFI事業契約」の例示について> [A-2-7]でも述べましたが、今回のプロセスWGにおける標準契約書モデルの検討は、既に公表されている標準契約書が施設整備型事業のケースを念頭においたものであったのに対し、PFI事業の中核がサービス業務である事業類型の実務に役立つものを提示することを目的としていると認識していますが、より具体的な事業契約例として、典型的な事業形態・構造・事業収入のケースを採り上げる前に、いきなりイの一番に、事業内容として複雑であり、

かつコア業務が管理者側に委ねられている事業、即ち民間選定事業者の担う範囲が施設整備と周辺業務に限られるだけでなく、それらの民間選定事業者の業務が、コア業務の変化に大きく影響されると考えられる公営病院業務を“標準契約”例として採り上げるのは、誤解とトラブルの発生の懸念を抱かせるものと言わざるを得ません。典型例との対比が可能な貌、即ち典型例を先ず提示して、その後特殊例として典型例との違いを明確に示すか、少なくとも同時に提示すべきであると考えます。更に、この事業契約書案は、以下の意見で触れる通り、その内容は残念ながら“生煮え”の段階に止まると指摘せざるを得ず、公営病院の PFI 事業の標準契約として提示できるレベルに引き上げるには、もっと多くの検討機会と時間が必要であると考えます。

[B-1-2] <P. 8 第 2 条：「公共性、経済性及び民間の趣旨の尊重」の意味と表現>
契約を締結することの意義の第一は、管理者等と民間選定事業者がそれぞれの権利義務をできるだけ明確に規定して、トラブルの発生を可能な限り未然に防ぐことにあるとすれば、この第 2 条の記載内容は曖昧に過ぎると謂わざる得ず、何の為の規定なのか判然としない。加えて、1 項および 2 項について下記を指摘せざるを得ません。

<1 項>公営病院の PFI 事業においては、管理者等と民間選定事業者が可能な限り協力して、効率的な医療サービスを地域住民に提供することは当然の前提でありますから、少なくとも管理者等の目指す処をできるだけ明確に表現して、その実現に資する為に必要な行為・行動、あるいはそれら行為・行動の原点となる動機と論理も可能な限り具体的に規定すべきと考えます。その視点からは、「自治体病院としての公共性」だけでは抽象的過ぎるし、具体的に何を意味しているのか分かり難い。そして「十分理解し」と「その趣旨を尊重するものとする」との表現も具体的な内容が不明であり、どうなると本項に違反することになるのか？、はたまた、ならないのか？、違反するとどうなるのか？、よく分らないと謂わざるを得ません。

ここでは、当該公営病院が地域社会における医療の中核機関としてどのような役割を担うべきであるのかを明記した上で（個々の公営病院毎に役割と位置付けは異なる）、当該公営病院と本邦全体の医療政策、医療保険制度、あるいは地域医療制度と、コア業務の経営主体となる地方自治体等との関係に触れ、この PFI 事業契約の置かれている位置を規定しておくべきでしょう。公営病院 PFI では、コア業務に係る変化が、選定事業者の周辺業務に及ぼす影響も予め想定しておくべきですから、その変化への対応を考える際の優先事項を明確にしておく必要があります。

<2 項>本項は、PFI 事業が民間選定事業者によって実施されるという、現象的には当然のことを言うてはいますが、このことが事業契約において何を意味するのか？、何を目的に記載するのか？、が不明であり、1 項と同様に、「十分理解し」と「その趣旨を尊重するも

のとする」との表現も具体的な内容が不明であり、どうなると本項に違反することになるのか？、はたまた、ならないのか？、違反するとどうなるのか？、よく分らないと謂わざるを得ません。

[B-1-3] <P.8 第3条：「本事業の概要」>本条をみると、1項では、単純に大括りの要素業務を列記しているだけなので、これは事業を定義する為の条項に過ぎないのか、何を目的に記載しているのか不明であり、3項だけが、選定事業者は別紙3の「日程表」に従って事業を実施する義務を負っている旨を規定しているに過ぎない。したがって下記を指摘せざるを得ない。

①固より、事業の内容と範囲を明確にしておくことは、事業契約の規定を考える上で必須であり、契約締結の重要な目的の1つであるところの、契約に違反するか否かの基準を規定する際に特に重要である。その事業の内容と範囲が別紙に記載されているのであれば、本条1項とその別紙との繋がりを明確に規定しておかなければならないが、本事業契約書案にはその表現が欠けていること。

②本条には、契約に基づき実現すべき内容と指標についての記載が無い。民間選定事業者が達成することを義務付けられているものが、アウトプット仕様による指標と基準であるとするならば、[具体的な事業の内容と範囲] → [達成すべき具体的な指標および基準] → [達成できない時のペナルティの内容（インセンティブがある場合には具体的なボーナス条項も）]の順に記載し、相互の連関を明記するか、あるいはこれらの詳細が別紙あるいは他の条項に記載されているのであれば、少なくともその場所を特定してそれらの相互関係を明確にしておくべきであるが、本事業契約書案の本条では明確にされていない。

③3項では別紙3「日程」遵守の義務が簡単に規定されているが、本来は事業内容（業務項目）の特定とそれぞれにおいて達成すべき指標と基準が先ず重要であり、次に各業務項目毎の期日の設定と義務規定があつてそれからペナルティ乃至ボーナスの規定があるべきとすれば、この3項では不十分である。

[B-1-4] <P.10 第6条：「許認可及び届出等」5項、6項の提出義務>選定事業者がPFI事業を実施する為に必要となる許認可の申請書の写しは、事業期間終了時に管理者等に提出することになっていて、許認可の原本の写しは管理者等が要請があつた時のみに提出することになっているが、下記により不適切と謂わざるを得ない。

①許認可の申請書と許認可書の写しについてのみ管理者等に提出することを規定しているが、一般に法的に義務付けられる届出も事業実施に必要な要素であり、管理者等が届出の提出及び受理について関知しなくても良いことにはならないこと。

②PFI事業は、元々管理者等が直轄事業として実施することがあり得る公共・公益事業であることから、事業実施に必要な許認可および届出のいずれについても、選定事業者による申請あるいは提出、許認可取得あるいは受理について、自動的にできるだけ早い一定の期

限内に管理者等に書面の写しが提出されるべきであること。

③仮に、本契約書案にある通り、管理者等が、選定事業者による許認可および届出の作成準備段階で関わるのみで、許認可だけについて事業終了後や、自ら要求するまで写しを入手できないとすると、国民／住民に対して最終的に事業実現の責任を負う管理者等としての責務を果たせるのか懸念を払拭できないことに加え、本条 3 項および 4 項に規定されている損害負担と賠償責任について極小化する為の適切な対応ができない惧れがあること。また、本契約書案の第 89 条にある許認可および届出に関する規定も、同じ理由で同様に不適切であると謂わざるを得ない。

[B-1-5] <P.10 第 7 条：「乙の資金調達」>PFI 事業の実施に必要となる資金は、原則として選定事業者の責任となるが（管理者等が関わるケースも無いとは謂えないが、別に検討することとする。）、資金調達は事業実現にとり重要な要素であることから、[B-1-4] と同じく、管理者等が資金調達の内容と実現の経緯について承知しておくことは当然であり、したがって、選定事業者が融資手続きに関する報告と融資契約等の写しをできるだけ早い一定の期限内に管理者等に提出することを本条で規定すべきであろう。本契約書案では、第 89 条における「乙の約束」の中で、管理者等に適宜提出する「書類」の一部として、「融資契約を締結したことを証する書面」なるものを（「適宜」）提出する旨の規定があるが、これでは不十分と謂わざるを得ない。

[B-1-6] <P.11 第 2 章統括マネジメント業務（第 11 条乃至第 13 条）>公営病院の医療業務に関し、果たして「統括マネジメント業務」なるサービスが PFI 事業の対象とすることが適切なかどうかは、以下に徴し、議論を要するところであろう。

①先ず論理的に考えれば、PFI 事業は「公共性原則」に則り、管理者等自ら実施することが想定できる内容となる筈であるから、「統括マネジメント業務」がコア事業である医療業務に対する助言業務を主要な内容を意味するとすれば、何らかの理由で PFI 事業として成立しない場合を想定すると、管理者自ら直轄事業として、医療業務と助言業務を同時に行うことになり、すると自らそれぞれの実施能力を有する貌になってしまい、論理的におかしなことになること。

②現下の医療制度において、公営病院のコア業務である医療業務は管理者等の直轄事業とせざるを得ないとすれば、コア業務そのものの改善や効率化の必要性から外部に助言を求める場合があるとしても、それは PFI 事業の外側で検討するのが第一であろう。VFM の算定をどのようにするのか未分明であるし、選定事業者（SPC）が、求められている極めて専門性の高い助言をすることが可能かの検証はどうするのであろうか。

③現在伝えられている「病院 PFI 事業」のトラブルのケースでは、この「統括マネジメント業務」についての問題もあるやに聞いているところであるので、その実態の解明をせずして、「標準契約モデル」の中にこのまま含めるのは余りに危険と謂わざるを得ないこと。

以上の理由を勘案すれば、本契約書案の第 2 章は「標準契約モデル」に盛りこむには適切な内容とは謂えないことになる。

[B-1-7] <P.26「第 5 章運營業務」における「運営」の用語について>第 5 章は、公営病院事業のうち、医療業務の周辺業務に関する合意事項について規定しているが、この周辺業務を「運營業務」と表現しているのは以下により不適切と謂わざるを得ません。因みに小職が 2003 年に民間資金等活用事業推進委員会に提出したメモでは、「サービス重視型 PFI」（「施設整備型 PFI」に対する表現）としていました。

①「運営」の意は、英訳すれば management となることからわかるように、施設整備事業であれ、サービス事業であれ、「組織・機構などをはたらかせること」（広辞苑）であり、病院事業の一部である周辺業務を意味するとするのは無理であること。「業務を運営する」のように用いるのは極く自然であるが、「運營業務」を「運営する」となると不自然な用語法になり、強いて「運營業務」を使うケースを考えると、何らかの事業（または業務）を運営する業務を意味することになる。そしてその運営の目的となる事業（または業務）の内容は、建設事業（または施設整備業務）でも、清掃事業（またはサービス業務）でも構わない。

②第 5 章で規定しているのは、明らかにサービス提供を内容とする業務であり、病院 PFI 事業における周辺業務は、「運營業務」ではなく、むしろ「サービス業務」あるいは「サービス提供業務」とするべきであろう。

③更に本事業契約書案の表紙にある表題の「●●整備運営事業」は、●●（病院の建物施設）を整備して運営（維持管理）する事業と受取るのが自然であり、本契約書案全体を通じて、「運営」の言葉の意味を的確に表現して用いているとは謂えないこと。

④こうして見てみると、プロセスWGの今般のテーマとなっている（または業務）の「標準契約書モデル」の検討にあたって、入り口の段階での議論と整理が不十分であったと指摘せざるを得ないし、そのことが、公営病院の PFI 事業をいきなり「運営重視型 PFI 事業」の典型例として採り上げた原因の一つとも考えられ、「運営」の用語は単なる言葉の使い方だけでなく、議論の本質的な欠陥を象徴しているのではないだろうか。

⑤周辺業務の規模と事業に於ける重要性が、施設整備業務のみならずコア業務に比較してもかなり小さく、コア業務の変動が周辺業務の在りように大きく影響するなど、これら 3 業務間の関係が複雑に絡みあうという特殊性に加え、給食の提供業務や医療補助業務のようなデマンド・リスクを抱える公営病院 PFI 事業を、類型・パターンの異なる他の多くの事業がある中で、敢えて真っ先に「運営重視型 PFI 事業」として提示することの不自然さを払拭することはできないし、繰り返しこの点が指摘されてきたにも拘わらず、第 3 回WGの「参考資料 7」1.「全般について」に「あくまでも例として病院事業を出すべき。最初に明文化してほしい。」との主張があるのは、そこに何か別の意図の存在を感じざるを得ないし、PFI 法により設置された「民間資金等活用事業推進委員会」の名で公表することに

なる影響とその責任への配慮が欠けているのではないかと懸念せざるを得ません。

本契約書案の本文と別紙の 81 ページのうち 22 ページだけをみても、ざっと以上の問題を指摘せざるを得ず、残りにもまだまだ問題があるとみられるので、これを公表に耐えられる水準まで改善するには、かなり時間を掛けて議論を重ねる必要を感じます。(資料 2-2 についての分析は続きます。)

(<<資料 2-2 について (2) につづく>>)

高橋委員からの意見（6/24 提出分）

資料1 b-1

資料1「標準契約書モデル及びその解説（案）の主要な論点」に関するコメント（1）

民間資金等活用事業推進委員会 委員 高橋良和

#	頁	行	件名	コメント
b-1-1	3	20-28	重点検討課題	<p>標準契約書を検討するに当たり、重点的に検討すべき標準契約書の個々の具体的課題については、小職の記憶では、第16回推進委員会においても、第23回総合部会においても特段の議論は無かったし、この議論はまさにWGにおいても作業の冒頭に先ずなされるべきであると考えますが、これまで議論無くして、いきなり結論の形をとって「以下5項目を取り上げ、PFI事業契約での規定の考え方につき整理を行った。」との記述が出てくるのは、どう理由を付けようとも正当化しようがない。一体誰が、どのような経緯の中で、何を根拠に結論として5項目を決めたのか、この原案文の提案者には明らかにして頂きたい。（これは、5項目の重点検討課題の内容についての問題以前に、その取り上げ方と、根拠が不明なまま原案文が提案されている点についての問題。）</p> <p>以下は、原案文にある5項目についてのコメント。</p> <p>① 状況変化に対応した柔軟なサービス内容・サービス価格の変更</p> <p>5項目の内①②④は何れも契約変更に関する事項とも見られるが、事情変更を原因としてPFI事業契約の内容の変更を求める場合、その内容を整理すると、大きくは、a. 業務の領域（範囲）の変更（「契約の解除／解約」は、契約の対象となる全ての業務領域についての解除／解約として捉えることができる。他方では新たな領域の付加も考えられる。）、b. 具体的な業務の内容・方法の変更、c. サービス対価等価格設定に関する変更、d. その他の契約合意事項に関する変更、に分別できる（複数のジャンルにまたがるケースもあり得る）。一方変更の原因に着目すると、ア. フォース・マジョール、イ. 法令変更・制度変更・政策変更によるもの、ウ. 債務不履行・不法行為など契約解除権の行使に繋がるもの（ア. を除く）、エ. 社会的変化・市場変動その他の理由により任意解約あるいは契約変更とすべきもの、に大別でき、更に管理者等が有する任意解除権がある。契約である以上、契約変更に至る手続きや要件はさまざまなパターン毎に厳密に取極めておくべきであり、また、①の表題は如何にも曖昧で、「柔軟な契約変更」との表現は</p>

			<p>濫りに契約が変更できるとの印象があるので、①②④については再整理して分類し直し、表題も変更すべきであると考えます。</p> <p>② 発注者の任意解除 (上記①のコメントへ。)</p> <p>③ 中立的な第三者の関与を含む紛争調整メカニズム 課題として採り上げるべきは、管理者等と選定事業者（選定事業者が PFI 事業実施の為に設立した特別目的会社を含む。以下同じ。）の間における経常的な報告・協議機関の設置から始まり、紛争の発生による問題の認識から解決に至る一貫したプロセスと手続きに関する規定であると考えられるが、中立的な第三者が始めから終わりまで絡む訳ではない。殊更に「中立的な第三者の関与を含む」との表現を用いるのは、誤解と先入観を誘発する恐れが大きく、また、PFI における紛争調整メカニズムについての議論が民間資金等活用事業推進委員会として進んでいない現段階において、結論として受け取られる表現が用いられることには問題がある。</p> <p>④ 法令変更 (上記①のコメントへ。)</p> <p>⑤ モニタリング・支払いメカニズムの充実 モニタリングについては、予めから在るべき貌について議論すべきとの見解が民間資金等活用事業推進委員会において出されてきたが、議論に先行して、経緯も不明な結論がいきなり盛り込まれるのは不適切と謂わざるを得ない。</p> <p>以上の 5 項目の他にも重要な課題があるが、今般の標準契約書の検討に当たり、PFI 事業契約における喫緊のテーマとしては、下記が考えられる。</p> <p>(1) インフレ条項：上記①のコメントに関連してくるが、特に単独に採り上げて議論するだけのボリュームのある課題なので、別に議論を積み重ねた上で標準契約に盛り込むことが望ましい。</p> <p>(2) 資料提出義務：PFI は、そもそも管理者等が直轄事業として実施できる性格の公共事業を対象としていることに加え、その事業の受益者に対するサービス提供について最終的に管理者等が責任を負っていることから、事業の実施に必要な許認可・届出や、資金調達のための融資契約と担保設定契約、並びに保険契約等について書面類の写しを管理者等に提出することを義務規定として盛り込むべきであること。（[B-1-5・6]参照）</p> <p>以上を踏まえて、標準契約書の在り方全体の議論を先ず成すべき。</p>
--	--	--	--

#	頁	行	件名	コメント
b-1-2	4	2-3	「運営」	語句の意と文脈から不適切な用語。PFI 事業を構成する業務要素は大別すると「施設整備業務（一部に維持管理業務というサービスを含む）」と「サービス業務」。従って今後のことを考慮して「運営業務」から「サービス業務（サービス提供業務）」に修正しておくべき。→小職提出[B-1]の[B-1-7]を参照して下さい。
b-1-3	4	8-10	英国調査機関へのヒアリング調査	小職自身この調査に関しては良く承知していませんし、PFI 推進委員会で正式に認知されたものとしての認識が無いので、本文中において同調査に言及するのは不適切と考えます。
b-1-4	4	12	利便性の高いサービスを安く提供	原案文を生かすなら「より利便性の高いサービスをより低廉な費用で提供」と修正すべき。PFI では、利便性と価格の水準は、単に絶対的な高低で論じられるものではなく、与件内での効率性の極大化を図る中で決定されることになる。
b-1-5	4	16、22	サービス（の価値）を最大化	PFI においては、サービスの水準と規模について絶対的に高いレベルを追い求めるのではなく、与件となる条件内（公共サービスとしての許容範囲と、管理者等のアフォーダビリティ）での極大化が目標となる。そこで最大化→極大化。
b-1-6	4	18	官民の協働事業	「協力し合うことが何より重要である」は曖昧過ぎる。契約に関する記述であるからには、「協力する」の契約上の位置付けを明確にすることが必要であり、契約当事者が目的を共有し、その目的を実現する立場に立って具体的な事項について取り組むことが求められる旨を書くべき。
b-1-8	4	23	官の専門能力	ここで謂う「専門能力」とは何か？書くからには明確に定義して頂きたい。
b-1-9	4	29	契約の目的	「契約とは契約当事者間の「利害の調整」がその本来の目的」との記述は不適切。通常、利害調整は契約の交渉過程で行われ（利害調整は必須の要件ではない）、交渉の結果、合意が成立すれば契約が成立することになる。合意の一部として、後日の利害調整の方法を取極めておくことは重要であるが、全ての契約の目的が利害の調整ではない（尤も利害の調整を目的とする契約はあり得る）。
b-1-10	4-5	31-2	但し、.. 重要とある。	PFI 事業契約の解説においてこの文章をどう位置づけるのかよく理解できない。

#	頁	行	件名	コメント
b-1-11	5	4	アウトカム	「事業のアウトカムやアウトカムの実現に向けて」の記述は、徒らにカタカナ語を用いている結果、何を意味するのか曖昧で不明確と言わざるを得ない。
b-1-12	5	5	事業の運営段階	既に[b-1-2]及び[B-1-7]で指摘した通り、「運営」と「サービス（提供）」の用語を整理すべき。この部分の「運営」の用語は意味に徴し適切であるが、原案文の「運営事業（又は業務）」を踏襲すると、「運営事業（又は業務）の運営段階」となり、如何にも不自然。
b-1-13	5	6	VFMの最大化	PFIにおいては、単にVFMの最大値の実現を図ることが目的になるのではなく、与件となる条件内での極大化が目標となる。そこで最大化→極大化。
b-1-14	5	6-9	財務モデル	この原案文には極めて重大な問題がある。（この原案文の財務モデルは、選定事業者のものとされている。従って管理者等が基本計画等の中で検討する財務計画とは異なる。）ここで謂う「財務モデル」とは何を意味するのか？その法的な位置づけは如何なるものか？この原案文の執筆者の意図を明白にする必要がある。小職の質問・意見[A-2-2]及び2008年6月13日付けメールで要請してありましたように、原案文の執筆者名と、その執筆者の専門分野並びにPFIに関して有する経験や専門性についての情報を至急頂きたく重ねて要請致します。（この財務モデルについての問題点の指摘は、この執筆者名等の情報を頂戴してからに致したいと存じますので、情報はできるだけ早く頂きたい。）
b-1-15	5	11-14	「公共サービスの性格上、... 必要がある。」	契約行為において、合意事項については当事者双方に遵守義務があるのは当然であるので、この原案文の書き振りは不十分。管理者等と選定事業者の双方が共有すべき目的の一つに、公共サービスの円滑な継続がある筈であり、それは双方に共通する解除権等の権利の行使の際に優先的に考慮されるべき事項と考えられるが、これとは別に、管理者等に与えられる任意解除権がある貌が明らかになるように記述すべき。管理者等が選定事業者に金銭補償をするケースだけを採り上げて解説するだけでは誤解を招きかねない。仮に事情変更が生じて、サービス内容の変更、或いはサービス価格の改定を求める事態は、管理者等と選定事業者の何れにも生じ得るのであり、そのような変更或いは改定を求める場合には、求める側から合理的な説明が為されなければならない。そして、個々のPFI事業の運営にとって重要な要素について確認しておき、それら要素の変更・改定を契約相手側に求める場合の手続きを契約において合意しておくことは不可欠であるが、管理者側からの金銭補償が予め解決手段として合意されるべきとはならない。

#	頁	行	件名	コメント
b-1-16	5	15	中立的な第三者の関与	この位置に唐突に紛争解決の手段として「中立的な第三者を紛争解決に関与させることにより、…」と記述するのは、始めから中立的な第三者を入れることを前提とする仕組みを契約に盛り込むことを意図していると受取れる。本来 PFI 事業の円滑な実施／継続は、PFI 事業契約の合意事項に従って、管理者等と選定事業者との間の経常的な報告・協議等の枠組みの中で実現されることが第一であり、次いで事業実施に障害が生じた場合の紛争解決の為の手続きが順を追って契約の中に盛り込まれることになるが、その紛争の内容が判らない段階で、誰が中立的であるのか、利害関係人でないことが明白なのか、紛争発生以前に当該 PFI 事業に関与したことが無かったか否かは当然不明であるから、この原案文は生煮えと謂わざるを得ない。加えて、これまで紛争解決の手順・方法についての検討を民間資金等活用事業推進委員会として行うべきとの趣旨を小職も含め提唱してきたが、未だ議論が進んでいない現状において、いきなり結論と受取られるような内容を盛り込むことそのこと自体が問題であると指摘せざるを得ない。これでは民間資金等活用事業推進委員会の存在意義と、PFI 法が同委員会に期待する役割を蔑ろにすることになる。
b-1-17	5	17	契約の柔軟性の確保	契約の柔軟性を殊更強調する表現は、契約合意を濫りに変更することを当然のこととしている印象が否めず、民間資金等活用事業推進委員会が推奨しているとさえ受取られかねない。PFI 事業契約において重要なことは、将来変化が予想される事態をできるだけ多く想定し、変化により影響を受ける業務領域、業務内容、並びに契約上合意された指標及び基準について、事情変更事由に基づく変更の手順と要件を明確に規定しておくことである。このような規定は、曖昧な「柔軟性の確保」とは異なる概念である。
b-1-18	5	19-20	変更せず... 適切でないことがある。	この原案文にある「適切でないこと」とは具体的に何か？曖昧な「契約の柔軟性」の必要性を強調し、その根拠として、「適切でないこと」があることを理由とするならば、少なくともその「適切でないこと」が何であるか、そしてその「適切でないこと」があると何故「契約の柔軟性」が必要となるかという理由を詳らかにすることを求めざるを得ない。

#	頁	行	件名	コメント
b-1-19	5	20	VFM 向上の観点から	この原案文の文脈の中で「VFM 向上の観点から適切でない」と極め付けるのは、論理的に通らないと謂わざるを得ない。典型的な PFI 事業の構造・類型を想定すると、サービス購入型においては、従来通りの条件であれば、期待されていた VFM も変わらないことになる。つまり VFM は悪化しない。一方事業環境の変化により運営費用が増加（又は減少）する場合、管理者等から選定事業者を支払われるサービス対価が増額（又は減額）されるケースにおいては、PFI-LCC と共に、比較されるべき PSC も環境変化の影響を受けて増大（又は縮小）することから、変化要因は基本的にはニュートラルな性格を持ち（環境変化の内容により影響の度合いに若干の違いは生じ得るが）、直ちに VFM が大きく影響を受けることにはならない。従って、「VFM 向上の観点から」適否を考えるのは的外れであり、むしろ、PFI 事業を円滑に継続することに支障を来す事態（財政状況の悪化、技術的条件の変化、法令変更、社会的条件の変化、等）に立至る場合に、契約条件の変更を検討すべきか否かは、予想される条件変更による追加的費用と、業務の継続に支障が生ずることにより予想される損失とのバランスに懸っていることに着目しなければならない。
b-1-20	5	25	契約の柔軟性	(b-1-17 参照)
b-1-21	5	31	予算についても一定の柔軟性を持つ必要	この表現から窺われる意図は、サービス対価が増趨する場合に管理者等側で予算措置を講ずるべし、と受取れるが、将来サービス対価の変更が検討される時点では、その時点での管理者等のアフォーダビリティが考慮されることになって、必ずしも「当然増経費」として扱われるだけが唯一の解決策にはならず、当初契約時点において予算増を織込む規定を入れるべきとはならない。現在の国・地方公共団体における単年度・現金主義会計による硬直的な予算制度についての問題意識があるとしても、これとは次元の異なるテーマである。

#	頁	行	件名	コメント
b-1-22	6	3-4	仕様の確定	「(業務) 要求水準を満足する民間事業者の提案内容に基づく仕様の主要部分」とは具体的に何を意味するのか? PFI 事業契約に基づき選定事業者が達成を義務付けられるのは、飽く迄も原則は業務要求水準として規定されるアウトプット仕様の指標や基準である。従って業務要求水準については、できるだけ具体的且つ詳細に記述されることが求められるが、逆に選定事業者には、業務要求水準を満たす限り、公共事業としての許容範囲を逸脱しなければ、インプットの内容と実施手法について柔軟な取組みが許されるべきである。即ち、管理者等は、選定事業者の策定するインプット仕様の事業実施計画について責任を負っている訳ではなく、契約締結時に、達成すべき業務要求水準について管理者等と選定事業者の双方で確認することになる。仮に「民間事業者の提案内容に基づく仕様」が、選定事業者が業務要求水準のアウトプット仕様を達成する為に策定したインプット仕様を意味するとすれば、この原案文は、選定事業者の責任を管理者等に転嫁することを正当化する為の記述と看做さざるを得ず、当然不適切であることになり、「価格改定を伴うサービス内容の変更」として採り上げるケースではない。謂うまでも無く、契約締結以後に管理者等が業務要求水準のアウトプット仕様の全部／一部を変更すれば、サービス内容の変更になる。
b-1-23	6	5-6	これも...、その後は... 望ましい。	業務要求水準についての、「確認→詳細化」の作業は、入札段階、契約締結段階、契約締結以後の何れにおいてもあり得るが、それはアウトプット仕様についてであり、選定事業者が業務要求水準を達成する為に、自ら策定・計画するインプット仕様に関して、管理者等が確定する義務は無い。このインプット仕様は、選定事業者が業務要求水準を達成する約束を果たす手段であり、管理者は単に選定事業者から提示されるだけであって、確認義務も、内容について承諾する必要も無い。選定事業者が、アウトプット仕様の業務要求水準を達成する為のインプット仕様を策定し、それを実施して VFM を創出する処に PFI の本質がある筈である。従ってこの原案文は不適切。

#	頁	行	件名	コメント
b-1-24	6	21	統括マネジメント機能（表題）	後記 b-1-29 で指摘しているように、PFI 事業の中に統括マネジメント機能を包含することは論理的に不適切と謂わざるを得ないので同機能を削除すべき。
b-1-25	6	22-25	SPC についての解説	SPC（特別目的会社）に関するこの部分の解説文は、SPC を正しく理解していない「専門家」により記述されている不正確な表現と謂わざるを得ない。SPC と SPV の設立根拠と法的な相違点などについて混同したままの説明であり、「主体性を持たない」との表現も曖昧で正確さを欠いている。 小職としては、PFI における SPC の在り方について、別途、民間資金等活用事業推進委員会における論議を経て、PFI 事業の担い手としての適切な形態と、具備すべき能力について結論を得るべきと認識しているが、現時点では、実務上「株式会社」を設立して所謂 SPC として PFI 事業を実施する法人とするケースが殆どであるので（法律上は株式会社だけが PFI の SPC となれるのではない）、ここでは不正確な説明を削除して、「PFI では、選定事業者が、PFI 事業の実施のみを目的とする株式会社を設立して、事業の受け皿とすることが多い。」と記述するだけで足りると考えられる。
b-1-26	6	26	潜在的な役割は大きい	「しかし、PFI では SPC には期待される役割は潜在的には大きく、」の記述は、極めて曖昧であり、「期待される役割は潜在的」とするのは誤っている。PFI 事業の実施会社は具体的に、①「法人格」を有していること、②事業実施能力を具備するか、又は協定等に基づいて親会社（出資会社）である選定事業者が実質的に事業実施能力を提供できること、③必要とされる資金の調達ができること、④下請け企業を使う場合には、下請け企業群を取り纏める元請けになれること、が必須の要件として求められている。
b-1-27	6	26-30	SPC の役割	前記 b - 1 - 26 のコメントにあるように、PFI 事業の実施会社が、法人格の無い「導管体」や、法人格を有しても単なる「ペーパーカンパニー」であっては不適格であるが、「VFM の観点から総合的に関係者をマネジメントすることが期待されている。」との記述は、不適切。そもそも入札段階において選定事業者が VFM を達成実現することを約束し、それは実態的に選定事業者が VFM 実現に必要な能力と要素を具備していることが前提となっていることから、この原案文では平仄が合わない。

#	頁	行	件名	コメント
b-1-28	6	30-32	求められる能力	<p>PFI 事業における業務要求水準を満たす為に選定事業者必須となる能力について、「さらに、…」と付け加える意味は無い。民間事業者が、必須の能力を具備していなければ、VFM を競合他社より上回って達成実現するかどうかの判定以前に、選定事業者になる資格が無いことは明らかであるにも拘わらず、標準契約書の解説を行う場で、即ち必要となる能力ありと判断された選定事業者の締結する PFI 事業契約について論じようとしているのに、ここでわざわざ必要な能力について強調するのは、次に記述される「統括マネジメント機能」なるものを導入する為の仕掛けとしか考えられない。仮に茲許、業務要求水準を満たす為に必要な能力を具備していない選定事業者が見受けられると言いたいのであれば、それは契約の問題ではなく、入札のプロセスと事業者選定における問題になる。</p>
b-1-29	6	33	統括マネジメント機能	<p>病院事業において（現時点では当然のことながら、公営病院の PFI 事業において、管理者等がコア事業を担い、選定事業者の担う PFI 事業の範囲にはコア事業は含まれないケースについての話となる）統括マネジメントなるサービスが、有料サービスとして PFI 事業の中に入ってきているので、他の分野でも採用するようにと推奨する趣旨ととれるが、これは論理的に整合性を欠いており、民間資金等活用事業推進委員会が推奨していると受取られる危険は避けなければならない。そもそも公営病院 PFI 事業においては、選定事業者が担うサービス業務は周辺業務（給食業務等付帯事業も含む）に限られ、「統括マネジメント機能」なるものが病院のコア事業に対するアドバイス機能を意味するのであれば、PFI の仕組みからして、PFI 事業には含まれないことになる。（→小職提出意見書[B-1]の B-1-6 を参照されたい。）或いは、同機能が PFI 事業の範囲内での「適切な委託先を選定する能力」・「モニタリングを行うとともに状況にあわせて委託先を指導する能力」・「コストマネジメント能力」が果たす機能を意味するとすれば、それは選定事業者として業務要求水準を満たす為に必要な機能であり、当該選定事業者がライバル事業者より優れた入札価格と実施能力の存在を提示するのに役立つ効果をもたらすものであり、即ち他者ではなく自らの為の機能であって、管理者等に対する有料サービス業務として位置付けるべきものではない。また VFM の計算上、この業務の PSC と PFI-LCC をどう算定するのか未分明である。いずれにしても、「統括マネジメント機能」に関する記述は削除すべきである。</p>

#	頁	行	件名	コメント
b-1-30	6-7	34-1	統括マネジメント業務の推奨	「VFMの向上」を目的として「(病院事業以外の)別の分野の事業に」対しても「このような(統括マネジメント)業務」を「検討すべき」と強く推奨する旨の記述があるが、この原案文には、①まず、前項で指摘したように、そもそも統括マネジメント業務をPFI事業の対象業務として採り上げる根拠が無いこと、②特定の業務を行う企業の営業支援材料と受取られるような内容の文章を、民間資金等活用事業推進委員会の名で発する資料に盛り込むことには問題があると謂わざるを得ないこと、③「検討すべきである」とは、一体誰が誰に対して、何の資格を持って推奨するというのか、この関係を明らかにしないまま原案文に入れているのは、何らかの目的の為に、ドサクサに紛れて潜り込まそうとしているとしか見えず、不明朗な意図が感じられること、等の問題があるので、この部分は勿論のこと、(7)の「統合マネジメント業務」に関する記述は削除すべきである。 なお、既に事務当局に要請しているように、この部分の原案文の執筆者名、執筆者の専門分野、並びに執筆者のPFIに関する経験、についても至急ご教示願いたい。
b-1-31	7	2-6	総合的にマネジメントする機能	この原案文の執筆者は、おそらく英国サーコ社のような所謂「サービス・プロバイダー」の持つ機能を想定して記述していると考えられるが、前2項で指摘した部分に繋がる原案文の文脈の中で、執筆者の意図を正当化する意味を持たせようとして採り上げているのは、筋違いと謂わざるを得ない。
b-1-32	7	8-9	整備対象とする施設	この原案文によると、PFIの施設整備事業において対象となる施設の種類の種類は、「公共施設」と「公益施設」であるとのことであるが、正しくは「公用施設」「公共施設」「公益施設」となる。
b-1-33	7	15-16	「実務家の意見を踏まえてはいるものの」(1)	この原案文によると、資料2は実務家の意見をベースに作成されたということになるが、第1回乃至第3回までのWGに、「実務家の方々」をお呼びして参考意見を聞いた事実はなく、一連の資料の執筆者名とその専門分野及びPFIに関する経験の開示についての小生の度重なる要請にも拘わらず、未だ事務当局から回答が無い段階で、この「標準契約書モデル及びその解説(案)」が実務家の意見を踏まえて作成されたと記述され、この案がひよっとすると民間資金等活用事業推進委員会の名で発出されることになるとすると、これまでの経緯そのものを問題とせざるを得なくなる。

#	頁	行	件名	コメント
b-1-34	7	15-16	「実務家の意見を踏まえてはいるものの」 (2)	標準契約書を取り纏めて、それを実務に携わる人達に提供することによって PFI の促進を図ることは、民間資金等活用事業推進委員会に期待される課題の1つであり、その為に同委員会は、PFI 法及び基本方針に則り、PFI 事業契約等必要な資料等を収集して（法第 21 条等）調査審議し、望ましい内容の標準契約書を策定すべきである。それは、実務家の意見のままに標準契約書を作ることを意味するのではなく、実施された PFI 事業や実務家その他の資料や意見を参考にしながら、PFI 法の趣旨（第 4 条の基本理念、基本方針前文等）に沿ったあるべき内容の標準契約書を、同委員会が主体的に策定するということである。従って、この部分の文脈においては、「標準契約書モデル... 必ずしも十分とはいえない。」を全文削除し、代わりに「実務に携わっている方々等の要望を踏まえて、標準契約書モデル及びその解説（案）を限られた時間の中で整理したが、必ずしも十分とは言えない。」とすべきである。
b-1-34	7	17-18	「よりマーケットの慣行等に従ったものに改善していく」	①今回初めて民間資金等活用事業推進委員会としてサービス重視型 PFI の標準契約書を策定しようとしていること（即ち、これまで推奨されるようなサービス重視型の契約書の雛型類は無かったこと）、②これまで実施された PFI 事業の中に、紛争が生じ、その事業契約についての問題が指摘されているケースもあるやに漏れ聞いていること、等を勘案すれば、「よりマーケットの慣行等に従ったもの」が本邦の PFI として目指すべき内容であるとは必ずしも謂えない。前項で述べたように、「実務に携わる方々」の役に立つように、民間資金等活用事業推進委員会が、望ましい内容の標準契約書を主体的に策定すべきであるから、この部分は「よりマーケットの慣行等に従ったものに改善していく」を削除し、代わりに「より PFI の促進に役立つものに改善していく」を挿入すべき。
b-1-35	7	18	「... こととしている。」	この表現は、①既に何らかの権威が、「改善していく」と決定済みである、②（主語不明）誰かが「改善していく」予定としている、の何れにも解釈できるので、意味が明確になるように修正すべき。
b-1-36	7	22	実務家からの意見の収集	「実務家」が何を意味するか曖昧で、範囲を限定する表現なので不適切。できるだけ広く意見等を収集すべきであることから、ここは「実務家」を削除して「PFI 事業に関わる関係者（基本方針五. 2）」を挿入すべき。

#	頁	行	件名	コメント
b-1-36	7	29-30	「また、... 個別の事業を所管している省庁において、... 作成していくことが望まれる。」	この原案文の趣旨は、個別分野別の PFI 事業契約書例を、個別分野を所管する国の省庁が「縦割り」の状態の下で個々に作成していくべきであると解釈できるが、PFI 法第 21 条並びに基本方針五の規定に加え、これらの条項が制定された経緯に徴し、この原案文は明らかに PFI 法に反する内容であると謂わざるを得ない。一般に PFI 事業は多岐に亘る事業要素を包含しているうえ、英国等の事例に見られるように、今後我が国でも複合型 PFI 事業の実施が予想される状況を考えれば、この原案文には、PFI 法の規定に反して、PFI のノウハウを縦割りの狭い省庁毎の壁の中に押し込めてしまおうと企図し、延いては PFI の推進を語りながら、実は PFI の幅広い発展を阻害せんとする意図が込められているとしか考えられない。固より、各省庁はそれぞれが PFI 事業の実施主体である管理者等になり得るから、それぞれに契約に関するノウハウを始め、PFI 事業実施に必要な能力を具備することは大いに推奨されるべきであるが、PFI に関するノウハウ・知識等、PFI 事業の円滑な推進に寄与する情報は、民間資金等活用事業推進委員会に集中して、あるいは同委員会が取り纏めて、広く関係者・国民に供すべきであることは明白であるから、ノウハウ等を狭い省庁の事業分野毎に分別管理することを企図することは、正に同委員会に与えられた権限と義務を蔑ろにせんとすることと同義であると謂わざるを得ない。従って、この原案文は削除すべき。
b-1-37	7	33	「それぞれの事業において用いられる契約書の内容は、各発注者の責任において、必要に応じて専門家の助言を受けつつ、検討する必要がある。」	この原案文は表現が適切とは謂えないので、以下の文章に置き換えて頂きたい。「個々の PFI 事業において用いられる契約書の規定は、管理者等と選定事業者双方が、それぞれの責任において、本書を参考にしながらも、それぞれの事業に即した適切な内容となるように検討を加えた上で取極めて頂きたい。」

(つづく)